

裾野市立富岡第二小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月版

1 学校教育目標

「気づき 考え やりとげる」

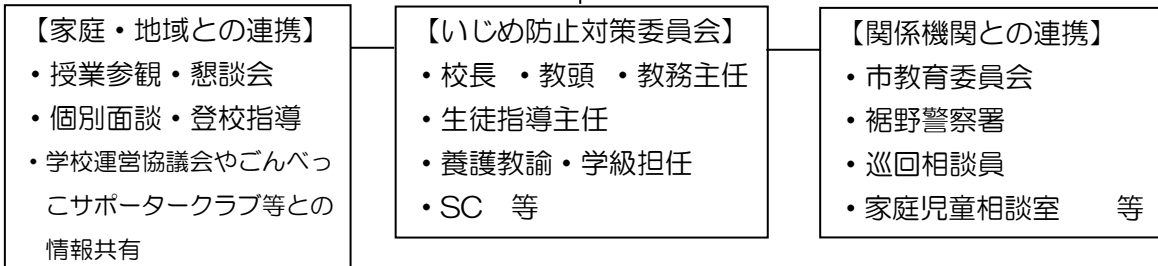
2 いじめ防止等の重点目標

- いじめをしない人
- いじめを許さない人
- 人の立場を理解して優しく接する人

3 いじめ防止等の基本的な考え

- ・いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである。
- ・全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組む。
- ・いじめている人はもちろんのこと、見て見ぬふりをする傍観者やはやし立てる観衆もいけないことを教える。
- ・配慮の必要な子どもへの適切な支援を行い、保護者との連携・周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめ防止等対策委員会



5 いじめ防止等に関する取組 ～「自己肯定感」、「自己有用感」を高めるために～

(1) いじめの未然防止

- ・すべての教育活動を通して、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した魅力ある学校づくりの推進。
- ・道徳の時間の充実
(教職員の指導力向上、児童がいじめの問題と向き合えるための工夫)
- ・人間関係づくりプログラム等の実施
- ・たてわり活動の充実
- ・「さわやかあいさつ100%」を目標にした挨拶の励行
- ・家庭・地域との連携
(法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報活動の充実)
- ・教職員研修の充実(危機管理、児童理解、魅力ある学校づくり等)
- ・学校評価におけるいじめ防止等の取組状況の評価

(2) いじめの早期発見

- ・日常的な観察（全職員で）
- ・定期的なアンケートの実施（月1回）
- ・職員会議での全職員による情報交換と共通理解
- ・学級担任による教育相談（アンケート実施後・全員個別の面談 年2回）
- ・スクールカウンセラー等による教育相談の実施

(3) いじめへの適切な対応（初期対応の重要性を意識した迅速な行動）

- ・速やかな報告、連絡
(いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。)
- ・全職員の共通理解、情報共有（具体的な支援、指導の検討）
- ・関係諸機関との連携
- ・保護者への説明、協議、連携
- ・いじめが解消されるまでの丁寧な指導と見届け
(いじめの解消とは、いじめに係る行為がやんでいること、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。)
- ・再発防止に向けた全職員による事案の検証

(4) 保護者との連携

- ・PTA 活動の充実（奉仕作業、登校指導 等）
- ・ボランティア活動の充実（読み聞かせ、図書館、お飾り作り、ミシン 等）
- ・学校アンケートの実施（年2回）
- ・いつでも相談を受け付ける体制づくり

(5) 関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員への情報提供
- ・市役所家庭児童相談室との連携 → 東部児童相談所へ
- ・裾野警察署への情報提供（重大ないじめ事案等）

6 いじめ防止対策年間計画

◎毎月の取組

- ・アンケート（年2回は 全員個別面談）
- ・職員会議、打ち合わせ等での情報交換

◎学期ごとの取組

1 学期の取組	2 学期の取組	3 学期の取組
・学校運営協議会（4・6月） ・希望保護者面談（4月） ・学校評価アンケート（7月） ・魅力アンケート（7月） ・職員研修（夏休み）	・学校運営協議会（10月） ・保護者面談（7月） ・学校評価アンケート（12月） ・魅力アンケート（12月）	・学校運営協議会（1・2月） ・保護者面談（12月） ・魅力アンケート（2月）
年間通しての取組 ・人間関係づくりプログラムの実施 ・ピアサポート活動		